

ふるさと町民登録事業

施策のポイント

真鶴町を愛する多くの人たちに「真鶴町ふるさと町民」として登録をしてもらい、真鶴町の魅力や各種イベントに対する応援、協力、参加、宣伝等の協力をしてもらうことにより、観光（宿泊）客の誘致や定住人口の増加等を図っていく。

自治体情報

神奈川県 真鶴町

人口 / 8,526人

標準財政規模 / 2,056,425千円

担当課 企画調整課

電話番号 代表 0465-68-1131 内線 323

実施主体 真鶴町

関連ホームページ <http://www.town-manazuru.jp/>

事業期間 平成 21 年度から

参考とした施策

関係施策分類 ① ④

施策の概要

1 取組に至る背景・目的

真鶴町を訪れる方々に対し、美の町まなづるの魅力を知っていただくためには、真鶴町に訪れていただくことが必要であることから、ふるさと町民登録をしていただき、訪れた際の特典を町民と同等にするなど、町ホームページや広報、チラシ等を活用し、広く募集を行っている。

今後は、さらなる観光（宿泊）客の誘致や定住人口の増加等を図るために、発展的な方法を思案していく予定である。

2 取り組みの具体的内容

登録初年度については、申し込み登録料 3,000 円を支払いいただくと、ふるさと町民証の発行とともに町営レストラン「真鶴魚座」の優待券（2,000 円分）を贈呈し、イベント等への招待状や広報紙等の送付をして、真鶴町へ訪れていただく。（2 年目以降は更新料 1,000 円で継続できる。）

3 施策の開始前に想定した効果、数値目標など

真鶴町の観光施設や商店街等の活性化、飲食店や観光産業等の需要拡大。

4 現在までの実績・成果

登録者数は平成 21 年 4 月で 38 名、5 月で 47 名、21 年度合計で 112 件に達した。

そのうち神奈川県が 93%、東京都が 4% と近隣が主である。

また、登録者には「国指定重要無形民俗文化財である貴船まつり《7 月 27 日（月）、28 日（火）》」や「ナニコレ特別企画石原プロモーション消防車贈呈式炊き出しイベント《11 月 14 日（土）》」への招待状や町広報紙の送付などを実施した。

5 導入・実施にあたり工夫した点や苦労した点とその対処法・解決策など

平成 21 年 4 月からふるさと町民登録を開始したが、定額給付金の事務（主に電話等による苦情対応処理が中心）、ふるさと応援寄付金の事務、人事異動（課としての異動人員が大幅であった）が同時期であったため、不慣れな課員が多いところに問い合わせや苦情が殺到し、対応に大変苦慮した。

6 今後の展開と課題

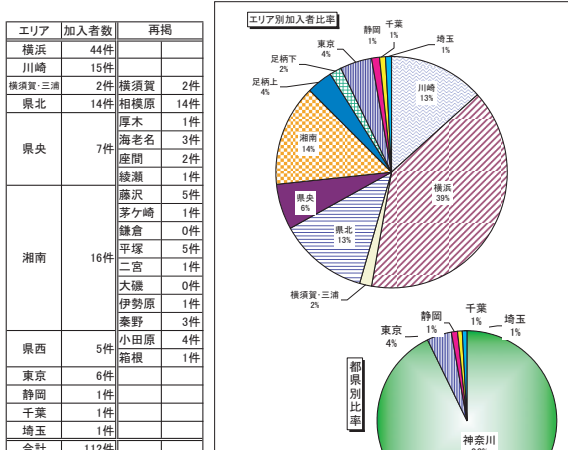
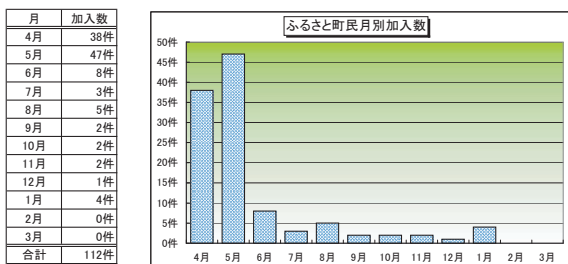
真鶴半島先端のケーブ真鶴2階に町立遠藤貝類博物館が平成22年4月1日にオープンしたこともあり、今後は魚座の食事券だけでなく、ケーブ真鶴食事券やお土産補助券等の検討を行い、訪れる方に喜んでいただけるような特典を増やしていくことが重要である。

また、空き地空き家情報発信事業及びふるさと応援寄付金と連動し、「活性化プロジェクト」として相乗効果を発揮しながら、制度の拡充を図りたい。

そのためには、登録者を近隣だけでなく、全国的な規模にできるように広報、宣伝していくことが課題である。

平成21年度ふるさと町民加入状況

作成2010/9/13



神奈川県	112件
東京	104件
静岡	5件
千葉	1件
埼玉	1件
合計	112件

真鶴町ふるさと町民登録要綱
平成21年3月23日
第10号

第1条 この要綱は、真鶴町を愛する多くの人に、真鶴町に対する愛着、誇り、奉仕、協力を促すことのため、真鶴町ふるさと町民（以下「ふるさと町民」という。）の増加を図ることを目的とする。

第2条 この要綱は、ふるさと町民として登録される者は、真鶴町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者で、年齢、性別は関係ないものとする。

（登録資格）
（1）真鶴町に住所を有する者
（2）真鶴町に住所を有しないが、真鶴町に1年以上在住する者
（3）真鶴町に親族が住み、本人も真鶴町に住居する者

第3条 ふるさと町民として登録を希望する者は、真鶴町ふるさと町民登録申請書（以下「登録申請書」という。）を郵送して提出する。

第4条 登録申請書の提出方法は、次のとおりとする。

（1）郵送によるもの（登録申請書の提出先は、真鶴町ふるさと町民登録センターである。）
（2）郵送、ファクス及び電子メールによるもの（登録申請）

第5条 郵送による申請書に必要となる資料として提出する場合は、登録申請書の提出時（以下「提出時」という。）に提出し、真鶴町ふるさと町民登録センターに提出する資料として提出するものとする。

（提出資料）
1. 提出時における住所証明書（2. 提出時における住民票）
2. 提出時における年齢証明書（3. 提出時における性別証明書）
3. 提出時における住所証明書（4. 提出時における年齢証明書）
4. 提出時における性別証明書

第6条 真鶴町ふるさと町民として登録された者は、真鶴町ふるさと町民登録センターに提出する資料に基づき、真鶴町ふるさと町民登録センターから登録番号（以下「登録番号」という。）を通知される。

第7条 登録番号は、第1条の目的を達成するため、ふるさと町民として登録した者のためのものである。

（1）町の振替口座に振り込まれる登録費
（2）ふるさと町民としての権利
（3）ふるさと町民としての責任を負う義務
（4）真鶴町ふるさと町民として登録した者に対する優待
（5）ふるさと町民としての優待を受ける権利
（6）その他町民としての権利及び義務（7）ふるさと町民としての責任を負う義務

第8条 登録申請書に記載の住所が変更になった場合は、登録申請書に記載した住所に基づき、個人情報を更新して提出し、個人情報を更新することのないよう、個人情報を更新する必要がある。

第9条 この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

様式第1号（第3条関係）
真鶴町ふるさと町民登録申請書

真鶴町 様
真鶴町ふるさと町民登録センターより、表のとおり申請します。

姓	名	住所
姓	氏名	住所
姓	氏名	住所
姓	氏名	住所
姓	氏名	住所

（注）
1. 住所が変更になった場合は、提出時に届ける。
2. 提出時に届ける。
3. 提出時に届ける。
4. その他

Q1 ふるさと町民登録申請書をご提出になりましたか。
A 1. はい 2. いいえ 3. 不明
Q2 真鶴町についてご存じですか。
A 1. はい 2. いいえ 3. 一部知っている 4. その他
Q3 詳しい情報はどのようなものでしょうか。いくつか教えてください。
A 1. はい 2. いいえ 3. 一部知っている 4. その他
Q4 真鶴町に滞在してマイナージョブをとおすおつもりですか。
A 1. はい 2. いいえ 3. その他
Q5 今後お誘い合わせの程です。ご質問・ご質問がありましたらお問い合わせください。

※ ご記入いただきました内容につきましては、ふるさと町民登録センターに提出されます。
※ 登録申請書の提出は、登録申請書の提出日より1週間以内に行ってください。

様式第2号（第4条関係）
真鶴町ふるさと町民登録

登録番号
真鶴町ふるさと町民登録センターより通知されます。

氏名
性別
登録年月日

（注）
● 真鶴町ふるさと町民登録センターにて発行された登録番号は、本人が本人にのみ使用することができます。
● 真鶴町ふるさと町民登録センターが発行した登録番号は、本人が本人にのみ使用することができます。
● 真鶴町ふるさと町民登録センターが発行した登録番号は、本人が本人にのみ使用することができます。
● 真鶴町ふるさと町民登録センターが発行した登録番号は、本人が本人にのみ使用することができます。

発行先
真鶴町ふるさと町民登録センター
〒243-0292 神奈川県真鶴町新谷144-1 TEL:0465-68-1111

様式第3号（第4条関係）
真鶴町ふるさと町民登録

登録番号
真鶴町ふるさと町民登録センターより通知されます。

氏名
性別
登録年月日

（注）
● 真鶴町ふるさと町民登録センターにて発行された登録番号は、本人が本人にのみ使用することができます。
● 真鶴町ふるさと町民登録センターが発行した登録番号は、本人が本人にのみ使用することができます。
● 真鶴町ふるさと町民登録センターが発行した登録番号は、本人が本人にのみ使用することができます。
● 真鶴町ふるさと町民登録センターが発行した登録番号は、本人が本人にのみ使用することができます。

発行先
真鶴町ふるさと町民登録センター
〒243-0292 神奈川県真鶴町新谷144-1 TEL:0465-68-1111

予算関連データ

総額 ①~⑤の計	財源内訳（財源区分：①~⑤）				
	①国費	②県費	③起債	④その他	⑤一般財源
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
①~④の名称、所管など	名称				
	所管				
	金額				
	補助率				

提供可能資料：真鶴町ふるさと町民登録要綱